

●積立金残高のお知らせ

年1回以上原則として勤務先を経由して契約者に積立金残高等についてお知らせします。

●契約者配当金

契約後2年目からの契約者配当金に利息をつけて積み立てたものを積立配当金といいます。なお、この積立利率(配当金積立利率)は今後の金利水準などにより変動します。

●退職等の場合の取り扱い

契約者が、保険料払込期間中、退職や役員昇格により勤労者でなくなり2年経過したときは、契約は解約されたものとみなします。勤務先を退職した場合でも、退職日から2年以内に転職して新しい勤務先が財形貯蓄制度を採用している場合は、所定の手続きをすることにより契約を継続できます。

●海外転勤の場合の取り扱い

海外勤務期間中でも、契約を継続することができます。

●契約内容の変更

保険料払込期間中に限り、所定の範囲内で次のような変更を取り扱います。(勤務先を経由してお申し出ください。)

- ・保険料の払込方法の変更
- ・保険料額の変更
- ・保険期間の変更

●高度障害状態に該当した場合の取り扱い

災害高度障害保険金または高度障害給付金をお支払いした場合、高度障害日(被保険者が高度障害状態に該当した日として、第一生命が認定した日)にさかのぼって契約は消滅します。

【契約締結における担当者の役割】

●生命保険契約は、お客さまと第一生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人は、契約締結の際の媒介をさせていただきますことが役割であり、契約締結の代理権はありません。

【一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」】

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご参照ください。

【第一生命の苦情相談窓口】

●生命保険の手続きや契約に関する苦情・相談については、「ご契約成立のお知らせ(契約者証)」および「ご契約のしおりー約款」に記載の担当課またはお近くの第一生命へご連絡ください。

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00
(祝日・年末年始を除く)

第一の財形貯蓄

勤労者財産形成貯蓄積立保険



ご注意

■「商品パンフレット(契約概要)」は、契約内容などに関する重要な事項のうち、特に確認いただきたいことを記載していますので、契約前に必ずお読みください。

■保険金などのお支払いができない場合についてもあわせてお読みください。—— 2ページの※2

■「商品パンフレット(契約概要)」に記載の支払事由や給付内容に関する制限事項等は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および別途送付する「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

■契約の際には、あわせて「重要事項説明書(注意喚起情報)」も必ずお読みください。

■税務の取り扱いについては、2021年10月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

■この「商品パンフレット(契約概要)」は、2021年10月時点の関係法令にもとづくもので、今後関係法令の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

■第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(当社委託先代理店も同様です。)

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1
電話(03)3216-1211(大代表)

◎ホームページ

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

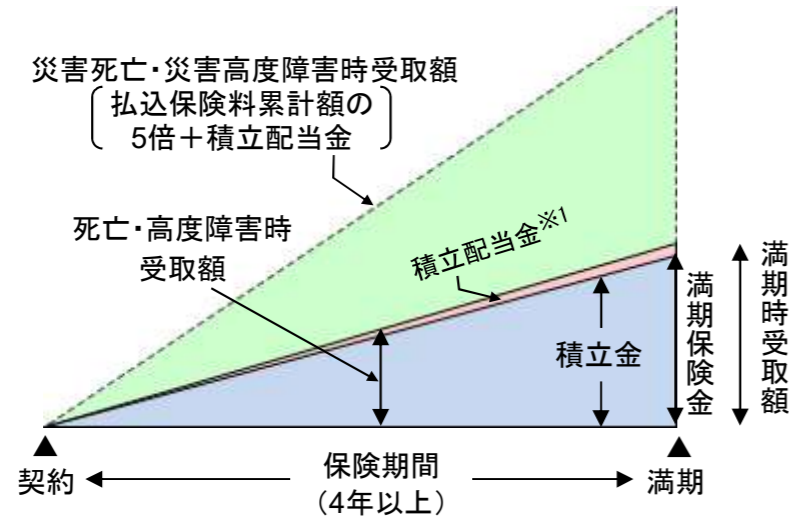
お届けしたのは…

第一の財形貯蓄の特徴

この保険が満たせる
お客様のニーズ(加入目的)  資金用途自由の貯蓄による
財産形成

- 1 便利な給与天引き貯蓄です。手間がかからず無理なく資金づくりができます。
- 2 資金の目的を問わない自由な貯蓄です。資金が必要なときには一部引き出しもできます。
- 3 不慮の事故等による死亡・所定の高度障害状態のときは、払込保険料累計額の5倍相当額の保険金をお支払いします。

しくみと給付内容



●満期保険金

被保険者(契約者)が保険期間満了時に生存しているときは、満期保険金(保険期間満了日時点の積立金額)をお支払いします。

●災害死亡・災害高度障害保険金

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故により、その事故の日から数えて180日以内、かつ、保険期間満了前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金(事故の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額)をお支払いします※2。また、被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間満了前に死亡したときは、第一生命が認定した発病時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡保険金をお支払いします。

●死亡・高度障害給付金

被保険者が、保険期間満了前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いする場合を除き、死亡・高度障害給付金(死亡日または所定の高度障害状態に該当した日時点の積立金額)をお支払いします。

●中途解約の場合は、解約返戻金と積立配当金の合計額をお支払いします。

※1 積立配当金については3ページ留意事項②もご確認ください。

※2 保険金などをお支払いできない場合があります。たとえば、事故の日から数えて180日を超えてから事由に該当しても、災害死亡・災害高度障害保険金の支払対象とはなりません。

取り扱い

●加入できる方

15歳以上82歳未満で、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員の方。

●契約者等

契約者、被保険者、満期保険金の受取人は、同一の勤労者となります。

●保険料の払い込み

保険料は、毎月払、毎賞与時払、または毎月払と毎賞与時払を併用して払い込んでください。保険料は給与から控除し、定期的に払い込みいただけます。

●保険期間：4年以上15年以下(最長40年まで延長可能)

●保険期間の自動延長

満期は事前にお知らせします。満期日の1か月前までに特に申し出がない場合には、保険期間を最長40年まで自動的に1年ずつ延長します。ただし、延長前の保険期間満了の日における契約者の年齢が85歳未満の場合に限ります。

●保険料累計額の最高限度

保険料累計額は3,000万円が限度となります。

●預替えの取り扱い

契約後3年以上継続した場合、異なる財形貯蓄取扱機関の財形貯蓄商品へ預け替える、または異なる財形貯蓄取扱機関の財形貯蓄商品から預け替えることができます。なお、すでに預替えを行った場合には、その後3年以上経過する必要があります。

満期時受取額例表

〈お客様の契約の保険料等の詳細については、申込書にてご確認ください〉

毎月払または毎賞与時払の積立額(給与天引きの保険料)および保険期間により、満期時受取額はつぎの表の通りになります。(保険料が定期的に払い込まれたものとして計算しています。)

積立例 保険期間	毎月払 1万円の場合			毎賞与時払(年2回払) 10万円の場合			毎月払 1万円と毎賞与時払(年2回払) 10万円を同時スタートの場合		
	払込保険料 累計額 (万円)	満期時受取額 (課税前) (円)	税引後手取額 (円)	払込保険料 累計額 (万円)	満期時受取額 (課税前) (円)	税引後手取額 (円)	払込保険料 累計額 (万円)	満期時受取額 (課税前) (円)	税引後手取額 (円)
4年	48	481,820	481,451	80	803,340	802,662	128	1,285,160	1,284,112
5年	60	602,830	602,256	100	1,005,110	1,004,073	160	1,607,950	1,606,336
6年	72	724,080	723,252	120	1,207,260	1,205,786	192	1,931,340	1,929,037
7年	84	845,550	844,424	140	1,409,790	1,407,802	224	2,255,340	2,252,224
8年	96	967,250	965,778	160	1,612,710	1,610,129	256	2,579,960	2,575,906
9年	108	1,089,180	1,087,316	180	1,816,010	1,812,759	288	2,905,180	2,900,065
10年	120	1,211,340	1,209,037	200	2,019,690	2,015,691	320	3,231,030	3,224,727
15年	180	1,825,670	1,820,456	300	3,043,980	3,035,046	480	4,869,640	4,855,493

留意事項(必ずお読みください)

①満期時受取額や税引後手取額は現時点で確定しておらず、変動(増減)します。

記載の満期時受取額や税引後手取額は、2022年4月時点の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。金利水準の低下その他著しい経済変動、財形法の改正等により特に必要があるときには、約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあり、その場合には、例示している満期時受取額や税引後手取額を大きく下回る可能性があります。したがって、記載の満期時受取額・税引後手取額は将来の受取額を約束するものではありません。

②記載の数値には積立配当金額を含んでいません。

配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。今後の経済事情などにより配当金額は変動(増減)しますので、運用実績によっては配当金が支払われないこともあります。

③解約返戻金が払込保険料累計額を下回ることもあります。

積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などのお支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定利率0.5%(2022年4月時点)を付利して積み立てられたものです。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなる場合があります。また、他の金融機関からの預替えにより第一生命商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがあります。

④財形貯蓄の保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象にはなりません。また、契約者貸付や自動貸付は取り扱いません。

税務の取り扱い

●積立期間中は課税されませんが、満期時や解約時等に発生する差益に対し、復興特別所得税を含め20.315%の源泉分離課税となります※3。

※3 上記「税引後手取額」は源泉分離課税後の金額を記載しています。

財形貯蓄の契約者は財形住宅融資が受けられます。

●持家の取得(住宅の新築、購入、増改築)に際し、財形貯蓄残高を基準とする所定の限度額まで、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けることができます。融資を受ける場合の要件・手続き・利率などの詳細は、勤務先の厚生担当者または独立行政法人住宅金融支援機構等の融資業務を扱っている機関にお問い合わせください。